



## 《会計・税務の知識》 控除できなかった消費税の取扱い

### はじめに

消費税の納税額は預かった消費税(仮受消費税)から支払った消費税(仮払消費税)を控除することによって計算します。ただし、一定の場合には消費税額の計算上、支払った消費税の一部を控除することができません。この控除できない部分の消費税を「控除対象外消費税額等」といいます。今回はこの控除対象外消費税額等の取扱いについてご紹介します。

### 1. 控除対象外消費税額等が発生する場合

控除対象外消費税額等が発生するのは、税抜経理を行っている場合において、①その課税期間中の課税売上高が5億円超、又は②課税売上割合が95%未満のいずれかに該当する場合です。①又は②に該当する場合、支払った消費税の一部は預かった消費税額から控除することができません。

### 2. 支払った消費税の控除額

上記①又は②に該当した場合、支払った消費税の算定方法としては、「個別対応方式」と「一括比例配分方式」の2通りの方法があります。

#### (1) 個別対応方式

個別対応方式とは、支払った消費税を以下の3つに分類して控除する消費税額を計算する方法です。

分類	控除額
①課税売上へのみ対応	全額控除する
②非課税売上へのみ対応	控除しない
③課税売上と非課税売上に共通	課税売上割合に相当する部分のみ控除する

#### (2) 一括比例配分方式

一括比例配分方式とは、全体に対し上記③のように課税売上割合に相当する部分のみ控除する方法です。

一括比例配分方式の方が計算は簡便ですが、採用した場合、2年間は継続して適用する必要があるといった制約があります。

### 3. 具体例

個別対応方式を採用した場合の控除対象外消費税額等の金額を具体例でみてみます。

#### 【具体例】

■支払った消費税額(仮払消費税)…700万円

(内訳)

- ① 課税売上へのみ対応…400万円
- ② 非課税売上へのみ対応…100万円
- ③ 課税売上と非課税売上に共通…200万円

■課税売上割合…75%

控除できる消費税額は、①の全額である400万円と、③のうち課税売上割合に相当する部分の150万円(200万円×75%)の合計額550万円となります。

支払った消費税額の700万円に対し、消費税額計算上控除できる支払った消費税額は550万円ですので、差額150万円(700万円-550万円)が控除対象外消費税額等となります。

### 4. 控除対象外消費税額等の取扱い

控除対象外消費税額等は会計上、租税公課として費用処理します。ただし、法人税法上は資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入については規定が設けられています。

#### (1) 資産に係る控除対象外消費税額等

下記のいずれかに該当する場合には損金経理(費用処理)を要件として法人税法上、全額損金とすることができます。

- ① 課税売上割合が80%以上であること
- ② 棚卸資産に係るものであること
- ③ 一の資産に係る控除対象外消費税額等が20万円未満であること

上記に該当しない場合には、「繰延消費税額等」として資産計上し、60で除した金額にその事業年度の月数を乗じた金額の範囲内で損金の額に算入していく必要があります。なお、取得した年度は上記で算定した金額の2分の1が限度額となります。

先ほどの具体例ですと、非課税売上へのみ対応の消費税額100万円が一つの固定資産に係るものとした場合、 $100万円 \times 12/60 \times 1/2 = 10万円$ が損金算入限度額となりますので90万円が資産計上額となります。

#### (2) 交際費等に係る控除対象外消費税額等

交際費等に係る控除対象外消費税額等は、交際費の損金算入限度額の算定上含める必要があります。

### おわりに

高額な資産を購入した場合は控除対象外消費税額等が多額に発生するケースもあります。処理を見落とさないよう留意が必要です。(担当:長澤)